令和 ２ 年 ６ 月 ８ 日

保護者　各位

青森県立三本木農業高等学校
校　長　　遠　　藤　　剛
（公印省略）

奨学のための給付金の制度拡充等について

今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響により、下記のとおり「青森県国公立高校生等奨学のための給付金」制度の拡充がありましたので、お知らせいたします。

ついては、申請希望する世帯に申請に必要な書類を配付又は郵送しますので、令和２年６月１５日（月）までにご連絡ください。

記

１　制度の拡充等の内容

（１）家計急変世帯への対応

家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（以下「家計急変世帯」という。）（生業扶助受給世帯を除く。）を対象とする。

（２）新入生への前倒し給付

新入生について、前年度の課税情報等４月１日現在の状況に基づき、４月～６月分に相当する額での給付を可能とする。

なお、７月以降分については、再度最新の課税情報（当該年度）の課税情報により認定・給付する。

２　参考資料

①　「高校生等奨学のための給付金」

②　「高校生等奨学給付金における新型コロナウイルスへの対応」（文部科学省）

連絡先：事務部　豊田、中岫
電　話：0176－23－5341